

福山市建設工事暴力団対策措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の適正な履行の確保に資するため、市が発注する建設工事から暴力団を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この要綱において、「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき指定された暴力団のほか、集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織を総称していう。

2 この要綱において、「暴力団関係者」とは、前項に規定する暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。

3 この要綱において、「有資格業者」とは、本市の競争入札参加資格を有する業者をいう。

4 この要綱において、「有資格業者の役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者又はその支店若しくは営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）を代表する者をいう。

(対象業者)

第2条 この要綱の対象となる業者（以下「対象業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団関係者である場合又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与している場合
- (2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている場合
- (3) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している場合
- (4) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている場合

(指名除外等の措置)

第3条 警察等捜査機関からの通知により、対象業者と認められるときは、「福山市建設工事暴力団対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）の議を経て、「福山市建設工事等指名除外基準要綱」に掲げる業者として、福山市建設工事入札参加者審査会に諮り、同除

外基準要綱の規定に基づき、指名除外の措置を行うものとする。

(工事妨害における措置)

第4条 市発注工事の受注業者から、暴力団により工事妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の工事妨害に対する措置は、別記に掲げる要領により行うものとする。

(協議会の設置)

第5条 市発注に係る公共工事から、暴力団及び暴力団関係者を排除することについて必要な情報の交換及び関係官公庁等との連絡調整を所掌させるため、協議会を設置する。

2 協議会は、警察等捜査機関と密接な連携のもとに運営するものとする。

(組織等)

第6条 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

建設局参与、建設管理部長、土木部長、農林土木担当部長、都市部長、建築部長、建設政策課契約担当課長

3 協議会は、警察等捜査機関及び関係官公庁等から参加を求め意見を聴くことができる。

(会長)

第7条 協議会に会長を置く。

2 会長は、建設管理部長をもって充て、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 協議会は、会長が必要な都度招集する。

(関係官公庁等からの情報入手及び確認)

第8条 警察等捜査機関以外の関係官庁、その他の機関等から、第2条各号に掲げる対象業者について、情報を入手した場合は文書により警察等捜査機関に確認を求めるものとする。

(協議会の事務局)

第9条 協議会の事務局は、建設局建設管理部建設政策課に置く。

(守秘義務)

第10条 協議会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、1988年(昭和63年)2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、1988年(昭和63年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）7月1日から施行する。